

改正後

別表第一（第二条関係）
案内標識

警戒標識

（略）

（略）

規制標識

（略）

大型自動二輪車及び普通自動車

2)

交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動二

大型自動二輪車及び普通自動二輪車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端

改正前

別表第一（第二条関係）
案内標識

警戒標識

（略）

（略）

規制標識

（略）

大型自動二輪車及び普通自動車

交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動二

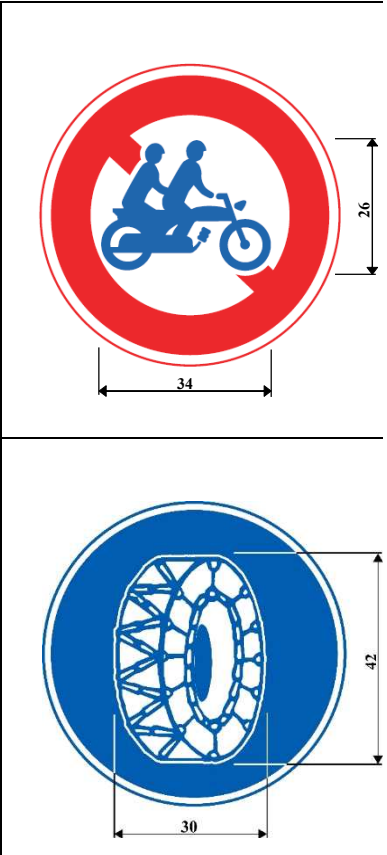
大型自動二輪車及び普通自動二輪車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端

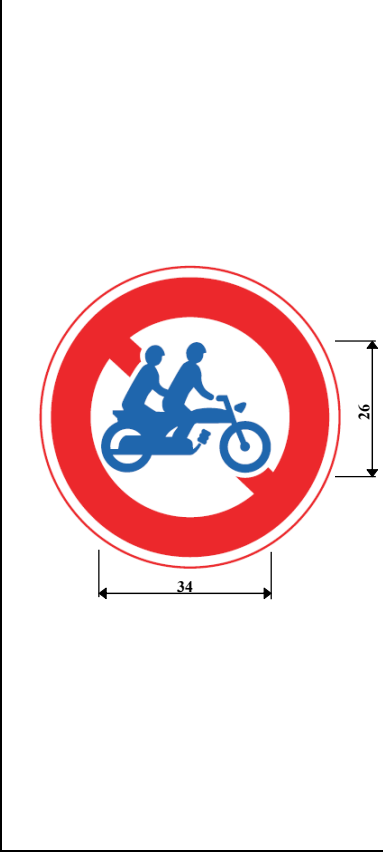
(略)	指示標識	(略)	通自動二輪 車二人乗り 通行禁止	
			(310の3)	(310の
			止め い車両通行 付けていな タイヤチェ ーンを取り	輪車（道路 交通法施行 規則第二条 の表備考の 規定により 二輪の自動 車とみなさ れ、かつ、 同表の普通 自動二輪車 に区分され る三輪の自 動車を含み 、側車付き のものを除 く。以下こ の項におい て同じ。） の通行につ き、運転者 以外の者を 乗車させて 行うことを 禁止するこ と。
道路法第四 十六条第一 項の規定に 基づき、又 は交通法第 八条第一項 の道路標識 により、タ イヤチェー ンを取り付 けていない 車両の通行 を禁止する こと。	タイヤチェ ーンを取り 付けていな い車両の通 行を禁止す る区域、道 路の区間若 しくは場所 の前面又は 区域、道路 の区間若し しくは場所 の必要な 地点におけ る道路の中 央又は左側 の路端			

(略)	指示標識	(略)	大型自動二 輪車及び普 通自動二輪 車二人乗り 通行禁止	
			(310の2)	
			と。 以外の者を 乗車させて 行うことを 禁止するこ と。	輪車（道路 交通法施行 規則第二条 の表備考の 規定により 二輪の自動 車とみなさ れ、かつ、 同表の普通 自動二輪車 に区分され る三輪の自 動車を含み 、側車付き のものを除 く。以下こ の項におい て同じ。） の通行につ き、運転者 以外の者を 乗車させて 行うことを 禁止するこ と。

大型自動車及び 普通自動車 乗用禁止 (310の2)	(略)	規制標識	(略)	警戒標識	(略)	別表第二(第三条関係) 案内標識	備考 (略)	(略)	補助標識
タイヤチェーンを取 り付けない車 通行止め (310の3)	(略)								

大型自動車及び 普通自動車 乗用禁止 (310の2)	(略)	規制標識	(略)	警戒標識	(略)	別表第二(第三条関係) 案内標識	備考 (略)	(略)	補助標識
-------------------------------------	-----	------	-----	------	-----	---------------------	-----------	-----	------

<p>A) 「 2-A) 「</p>	<p>6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号</p> <p>1 5 (略)</p> <p>(二) 寸法 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>一 本標識板 (本標識の標示板をいう。)</p> <p>備考</p>	<p>(略)</p>	<p>補助標識</p>	<p>(略)</p>	<p>指示標識</p>	<p>(略)</p> 
------------------------	--	------------	-------------	------------	-------------	---

<p>A) 「 2-A) 「</p>	<p>6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号</p> <p>1 5 (略)</p> <p>(二) 寸法 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>一 本標識板 (本標識の標示板をいう。)</p> <p>備考</p>	<p>(略)</p>	<p>補助標識</p>	<p>(略)</p>	<p>指示標識</p>	<p>(略)</p> 
------------------------	--	------------	-------------	------------	-------------	--

<p>を 表示するものについては、文字、縁及び地を青色、</p>	<p>が指定した道路に設置する 総重量限度緩和指定道路 (118の4-A) </p>	<p>(18) 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者</p>	<p>(1) 案内標識 (17) (略)</p>	<p>(三) 色彩 7 〽 10 (略)</p>	<p>は、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(5)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合には、当該拡大後の図示の寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。</p>	<p>わり道(120-A) を表示する案内標識並びに警戒標識について</p>	<p>定道路(118の4-A・B) </p>	<p>(118の) 都道府県道番号(118の) 総重量限度緩和指</p>
							<p>(118の5-A・B) </p>	

<p>を 表示するものについては、文字、縁及び地を青色、</p>	<p>が指定した道路に設置する 総重量限度緩和指定道路 (118の3-A) </p>	<p>(18) 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者</p>	<p>(1) 案内標識 (17) (略)</p>	<p>(三) 色彩 7 〽 10 (略)</p>	<p>は、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(5)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合には、当該拡大後の図示の寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。</p>	<p>わり道(120-A) を表示する案内標識並びに警戒標識について</p>	<p>定道路(118の3-A・B) </p>	<p>(118の) 都道府県道番号(118の) 総重量限度緩和指</p>
							<p>(118の4-A・B) </p>	

記号及び縁線を白色とする。

(19) 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者

が指定した道路に設置する 総重量限度緩和指定道路

(118の4-B) |

を表示するものについては、文字、縁及び地を青色、

記号、矢形及び縁線を白色とする。

(20) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第

三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高

さ限度緩和指定道路 (118の5-A) |

(118の5-A) |

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び縁線を白色とする。

(21) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第

記号及び縁線を白色とする。

(19) 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者

が指定した道路に設置する 総重量限度緩和指定道路

(118の3-B) |

を表示するものについては、文字、縁及び地を青色、

記号、矢形及び縁線を白色とする。

(20) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第

三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高

さ限度緩和指定道路 (118の4-A) |

(118の4-A) |

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び縁線を白色とする。

(21) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第

三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高

さ限度緩和指定道路 (118の5-B) | を表示するものについては、

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

2 (22) (25) (略)

3 規制標識

(1) (2) (略)

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、
「指定方向外進行禁止」、
「時間制限駐車区間」、
「自動車専用」、
「自転車専用」、
「自転車及び歩行者専用」、
「歩行者専用」、
「特定の種類の車両の通行区分」、
「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、
「専用通行帯」、
「普通自転車専用通行帯」、
「路線バス等優先通行帯」、
「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、
「進行方向別通行区分」、
「原動機付自転車の右折方法(二段階)」、
「環状の交差点における右回り通行」、
「平行駐車」、
「直角駐車」、
「斜め駐車」、
「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、
文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

4 (4) (8) (略)

(四) (六) (略)

二・三 (略)

三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高

さ限度緩和指定道路 (118の4-B) | を表示するものについては、

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

2 (22) (25) (略)

3 規制標識

(1) (2) (略)

(3) 「指定方向外進行禁止」、
「時間制限駐車区間」、
「自動車専用」、
「自転車専用」、
「自転車及び歩行者専用」、
「歩行者専用」、
「特定の種類の車両の通行区分」、
「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、
「専用通行帯」、
「普通自転車専用通行帯」、
「路線バス等優先通行帯」、
「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、
「進行方向別通行区分」、
「原動機付自転車の右折方法(二段階)」、
「環状の交差点における右回り通行」、
「平行駐車」、
「直角駐車」、
「斜め駐車」、
「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、
文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

4 (4) (8) (略)

(四) (六) (略)

二・三 (略)

四 その他

(一) 取付け方等

1～4 (略)

5 区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識（以下「区域規制標識」という。）を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。

6 (略)

7 可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色（画像表示用装置に表示される道路標識にあつては、白色、灰色又は黒色）の正方形又は長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。

(二) (略)

四 その他

(一) 取付け方等

1～4 (略)

5 区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識（以下「区域規制標識」という。）を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。

6 (略)

7 可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色の正方形又は長方形の背板を設けることができる。

(二) (略)